

議案第 7 6 号

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 8 月 3 0 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年三次市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格の取得又は後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 三次市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 三次市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であつ
--	--

	て規則で定めるもの
--	-----------

」を

「

高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格の取得又は後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 三次市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 三次市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	---

」に,

「

三次市こども医療費支給条例によるこどもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 三次市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 三次市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
三次市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 三次市こども医療費支給条例によるこどもに係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 三次市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 三次市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
三次市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

給に関する事務 であって規則で 定めるもの	
-----------------------------	--

」を

「

三次市こども医療費支給条例によるこどもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 三次市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 三次市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
三次市ひとり親家庭等医療費支給条例によるひとり親家庭等に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 三次市こども医療費支給条例によるこどもに係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 三次市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (6) 三次市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
三次市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

」に、

「

三次市精神障害	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
---------	-------------------------

者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 後期高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
---	---

」を

「

三次市精神障害者医療費支給条例による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
--	---

」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。